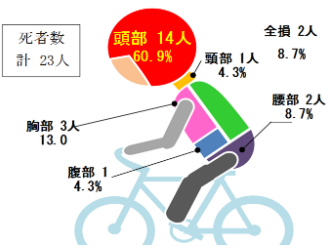
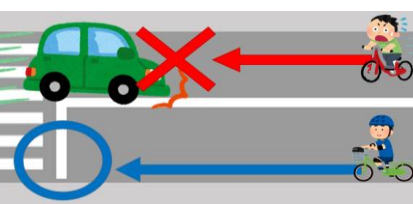
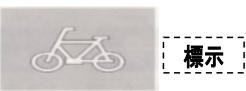
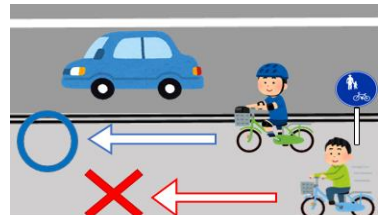
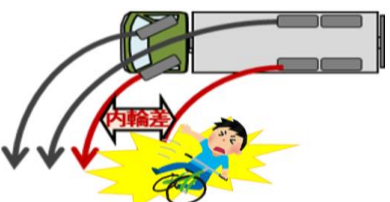


1 ヘルメット着用  死者数 計 23人 頭部 14人 60.9% 頸部 1人 4.3% 胸部 3人 13.0% 腹部 1人 4.3% 腰部 2人 8.7% 全損 2人 8.7% 半数以上は頭部に致命傷。 死者のうちヘルメット着用者は0人でした。	2 車道の通行方法 自転車は「軽車両」です。 原則、車道を通行し、左端に寄って通行しなければいけません。   車道に普通自転車専用通行帯がある場合は、車道左側にある通行帯を通行しなければいけません。
3 歩道を通行できる場合（車道が原則、歩道は例外） ①「普通自転車歩道通行可」を示す標識や標示がある場合   ②13歳未満のこどもや70歳以上の方、車道通行に支障のある身体の不自由な方 ③道路工事や連続した駐車車両など通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき	4 歩道の通行方法  すぐに止まれる速度で車道寄り又は指定部分を通行。 歩行者の妨害になる場合は、一時停止。
5 一時停止 一時停止の標識が設置されている交差点では、停止線の直前（停止線がない場合は交差点直前）で一時停止しなければいけません。 	6 「ながら運転」「並進」の禁止 「スマートフォン」「イヤホン」「傘さし」「無灯火」運転などは禁止されています。 「横並び通行（並進）」も禁止です。 他の車や歩行者と接触する危険性がありますのでやめましょう。 
7 「内輪差」「死角」に注意 車は右左折する際、前輪が通ったところよりも後輪が内側を通ります。車の左側には入ってはいけません！  自動車の運転者から左右斜め前や後ろが見えない「死角」がある。自転車に気付いていないかも？！	8 自転車運転者講習制度 交通違反等を繰り返すと、自転車運転者講習（3時間、6,000円）の受講命令を受けます。（※対象：14歳以上） 
○自転車事故の特徴……………交差点「出会頭」が多発・自転車側の約8割に交通違反あり ○自転車ヘルメット着用努力義務…頭部負傷の重大事故が県内で多発しています。 ○ベル（警音器）の乱用禁止……………歩道は歩行者が優先。「思いやり運転」を…。 ○自転車損害保険等への加入義務…万が一の事故に備えて。※未成年者は保護者等の義務 ○日常点検や整備をしよう……………自転車利用前の習慣にしよう。 ○交通事故発生時の義務……………①負傷者の救護 ②二次被害の防止 ③警察への通報	